**金融庁デジタル・ガバメント**

**中長期計画**

**2022年９月16日**

**金融庁**



目次

[1. 基本事項 1](#_Toc114145078)

[(1) 目的 1](#_Toc114145079)

[(2) 本計画の対象期間 1](#_Toc114145080)

[(3) 現状と課題 1](#_Toc114145081)

[A) 利用者中心の行政サービスにむけた行政手続のデジタル化 1](#_Toc114145082)

[B) デジタル・ガバメントの実現のための基盤整備 2](#_Toc114145083)

[C) 価値を生み出すITガバナンス 4](#_Toc114145084)

[D) 業務におけるデジタル技術の活用 5](#_Toc114145085)

[(4) 計画目標 6](#_Toc114145086)

[A) 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化 6](#_Toc114145087)

[B) デジタル・ガバメントの実現のための基盤整備 6](#_Toc114145088)

[C) 価値を生み出すITガバナンス 7](#_Toc114145089)

[D) 業務におけるデジタル技術の活用 7](#_Toc114145090)

[2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項 8](#_Toc114145091)

[(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備 8](#_Toc114145092)

[(2) 情報システムの刷新に向けて 8](#_Toc114145093)

[(3) 将来的な構想 9](#_Toc114145094)

[(4) その他 10](#_Toc114145095)

# 基本事項

## 目的

「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定。以下「重点計画」という。）の策定を受け、令和2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の内容を更新しつつ、金融庁（以下「当庁」という。）における情報システムの具体的な取組みや方針について取りまとめるものである。

当庁は、１．経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ、２．社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する、３．金融行政をさらに進化させる、ことを通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指し、金融行政に取り組んでいる。

そうした中、金融面においても、デジタライゼーションが急速に進展しており、当庁が、こうした状況変化に的確に対応していくためには、その行政の在り方についても、デジタライゼーションを前提としたものへと変革していく必要がある。

重点計画及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に基づき、今般中長期計画を新たに策定し、このような変革への対応や情報システムのコスト削減に向けて、当庁における個別の情報システムに係る業務改革（Business Process Reengineering、BPR）・経費削減等の方針や投資等の取組みを具体化し、これを着実に実施していく。

## 本計画の対象期間

令和４年度から令和８年度の5か年を対象とする。

## 現状と課題

当庁は、これまでも、金融行政を巡る環境変化に対応して、当庁におけるデジタル・ガバメントの実現に向けて以下A～Dに関する取組みを行ってきた。

足元、金融面におけるデジタライゼーションが急速に進展しており、こうした変化に的確に対応していくためには、「重点計画」も踏まえつつ、引き続き、各課題に着実に取り組んでいく必要がある。

1. 利用者中心の行政サービスにむけた行政手続のデジタル化

当庁が提供する一連の行政サービス全体が、その利用者である国民や企業等にとって、価値や便益を提供するものとなるためには、「利用者中心の行政サービス改革」に取り組む必要がある。併せて、当庁における効率的な業務運営の確保も重要な課題である。このような問題意識から、金融分野における手続の電子化を推進してきたところ。

（ア）行政手続の電子化

規制改革推進会議の議論等を受け、令和3年６月末よりオンラインで行える手続を大幅に拡大し、現在、当庁所管の行政手続のうち、他システム等で申請が可能な手続きやオンライン化に向かない手続き以外のほぼ全ての手続について金融庁電子申請・届出システムで利用可能となっている（令和４年７月末現在、金融庁電子申請・届出システムに登録されている手続きは、約4,500）。添付書類については、法務省の登記情報連携システムと情報連携を行うことで、登記事項証明書の添付を不要とした。しかしながら、手数料等の電子納付については金融庁電子申請・届出システムで対応できていないほか、個人事業主以外の個人は、当該システムを利用できない等の課題がある。利用者ニーズを踏まえ、更なる利便性の向上に向けて検討を進める必要がある。

（イ）行政機関から金融機関に対する預貯金等の照会・回答業務のデジタル化

現状、各種法令に基づいて行われる行政機関から金融機関に対する照会等は、書面によるものが年間約6,000万件に及ぶ状況にあり、当庁が金融商品取引法等に基づいて行う預貯金等の照会は、書面によるものが年間約2万件ある状況となっている（数値はいずれも2018年度調査結果）。「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」（2019年11月「金融機関×行政機関の情報連携検討会」）を踏まえ、民間事業者によるサービス等を活用し、金融商品取引法等に基づいて行う預貯金等の照会業務をデジタル化することを目的として、令和４年1月～３月で実証実験を行った結果、業務効率化に資することが確認できたことから、令和5年度以降の本格導入を目指す。

1. デジタル・ガバメントの実現のための基盤整備

デジタライゼーションの急速な進展等、金融行政を巡る環境変化に的確に対応していくためには、その基盤となる当庁の情報システムについても、その変化に見合ったものへと高度化・効率化していく必要がある。併せて、情報セキュリティや個人情報保護の徹底、業務継続性の確保等、運用面における必要な取組みも継続的に実施していくことが重要である。

（ア）オンプレミスの情報システム

行政をめぐる環境変化に迅速、柔軟に対応し、またセキュアかつコスト効率の高いシステムを構築し、利用者にとって利便性の高いサービスを提供するため、各府省において必要となる情報システムについては、クラウドサービスを積極的に利用することとされている。しかしながら、金融庁の情報システムのうち、当庁でサーバを準備し管理を行っている、オンプレミスのシステムが存在していることから、デジタル庁において整備を進めているガバメントクラウドをはじめとする各種クラウドサービスの活用について引き続き検討する必要がある。

（イ）金融庁ネットワーク（LAN）システム

金融庁ネットワーク（LAN）は、職員が業務を行う上で必ず利用する庁内の基盤的な情報システムであり、業務の効率化や働き方改革の推進、さらにはコミュニケーションの活性化等を図る観点から、令和２年1月、抜本的な更改を実施した。具体的には、静脈認証機能付きの小型・軽量の情報端末の導入による安全で利便性の高いテレワーク実施環境の整備、使いやすい庁内ポータルサイトの構築やチャット・オンライン会議といった電子メール以外のツールの導入によるコミュニケーション基盤の強化、庁内全域における無線LAN 環境の整備等を行った。さらに令和3年3月、職員の私用スマートフォンにBYOD（Bring Your Own Device）方式用のアプリケーションをインストールすることでテレワーク時も公費負担による外線電話ができる環境を整備した。整備した環境やツールを活用することで、業務の効率化や働き方改革、コミュニケーションの活性化を推進した。

しかしながら、他省庁との連携やオンプレミスのシステムに関するシステム管理の業務負荷等について課題があり、引き続き検討する必要がある。

（ウ）データのオープン化とAPIの整備

　その他の取り組み事例として、データを活用したイノベーション等後押しする観点から、当庁が保有するデータについて、利用者からのオープン化のニーズ等も踏まえつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、利用しやすい形でオープンデータとして提供するため金融庁ウェブサイト等で掲載するデータに関しては機械判読可能な形式でも公表すること等を進めているほか、API 関連の動きとして、2019年3月から、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）において、オープンAPI による開示情報の提供を開始し情報システムを活用した効率的な官民のデータ連携等を実現した。

（エ）情報セキュリティ対策

近年、クラウドサービスを含む外部委託の拡大やサプライチェーンの複雑化・グローバル化等により、サイバーセキュリティを確保する上で脆弱性管理の難度が増大しており、ランサムウェアやゼロデイ攻撃等、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化などに対応すべく、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定にあわせて、「金融庁情報セキュリティポリシー」等の改定を2021年12月に実施し、情報システムやデータをサイバー攻撃の脅威から保護するための運用整備を行った。さらには、職員に対する継続的なセキュリティ関連研修、訓練の実施等を行い、金融庁全体としてのセキュリティ水準の維持向上に努めた。

今後、IT資産の適切な管理や速やかなパッチ適用等の基本動作を確実に実施するといったサイバーハイジーンを徹底するとともに、ガバメントクラウドを含むクラウドサービスの更なる利用拡大に対するガバナンス強化策の検討等を通じ、セキュリティ確保態勢の強化を図っていく。

（オ）個人情報保護

当庁においては、個人情報その他の個人の権利利益の保護を図る観点から、「個人情報の保護に関する法律」（平成15 年法律第57 号）や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25 年法律第27 号）を踏まえ、「金融庁個人情報等管理規則」（金融庁訓令第12 号）を策定している。2022年3月には、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」が改正、同年4月1日施行されること等を受け、「金融庁個人情報等管理規則」の改正を実施した。

引き続き、これらに基づいた個人情報等の取扱い方法等について、職員に対する研修等を行い、その確実な実施を図っていく。

1. 価値を生み出すITガバナンス

　　　当庁におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた各取組みを着実に実施していくためには、金融庁デジタル統括責任者等の下で、当庁における「ITガバナンス」を適切に構築し、それを機能させていくことが必要である。このような考えの下、当庁においては、様々な取組みを当庁全体として一体的に推進していく体制を構築している。

具体的には、「金融庁ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）」を設置し、金融庁PMO において、デジタル統括アドバイザーからの技術的・専門的な支援・助言を受けながら、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、IT 戦略の企画・立案や情報システムの予算・執行管理、社会的重要度の高いプロジェクトの指定と工程レビューの実施、システム監査の実施とその結果の活用、各プロジェクトの実施部局（PJMO）に対する支援等に取り組んでいる。

このほか、「本計画」の評価や改訂等を実施するための全庁的な合議制機関として、「金融庁行政情報化推進委員会」を設置するとともに、情報システム調達の適正化に向けた全庁的な取組みを推進するための会議体として、「金融庁情報システム調達会議」を設置し、金融庁におけるITガバナンスの強化に取り組んでいるところである。また、データを活用したモニタリングの高度化に向けて、「チーフ・データ・オフィサー（CDO）」を設置するなどデータガバナンスの強化にも取り組んでいる。

併せて、その基盤となる庁内のデジタル人材の確保・育成に取り組むために、「金融庁　デジタル人材確保・育成計画」（以下「育成計画」という。）を策定し、必要な体制を整備するための機構・定員要求やデジタル人材の適切な処遇を確保するための俸給の調整額に係る要求、有為な人材を確保するための職員採用、専門性を有する外部人材の登用、幹部職員を含めた基礎的・専門的な研修の実施、政府機関・IT大学院・セキュリティベンダー等への派遣、庁内のデジタル人材が活躍できる環境整備としてキャリアパスの整備に取り組んでいる。

今後もデジタル庁等関係省庁とも連携しつつ、本育成計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、適切かつ柔軟に本計画の見直しを図り、PMO・PJMO等推進体制の強化をはじめ、金融庁内のデジタル人材が将来にわたって活躍できる環境整備に取り組んでいく。

1. 業務におけるデジタル技術の活用

　　　当庁における効率的かつ効果的な業務運営を確保し、多様な働き方を推進していく観点から、デジタル技術を積極的に活用し、公務の生産性を向上させていくことが重要である。

庁内における効率的かつ効果的な業務運営の確保については、AI やRPA (Robotic Process Automation) 等のデジタル技術の活用に向けた取組みを継続的に実施してきている。具体的には、AI については、AI翻訳サービスの利用や金融庁ウェブサイト上で質問対応等を行うAIチャットボットについて導入を行ったほか、金融機関より入手した書面等の手入力作業を効率化するためのAI-OCRについて導入検討を行っている。また、RPA については、業務改革（BPR）を徹底した上で、当庁における各種業務の効率化・高度化を図る観点から、令和２年度は９業務、令和3年度は６業務について、RPA化を実施している。

これまで業務の効率化を進められていなかったものの一つとして、人事関連業務があり、担当職員の業務負荷とデータ量の増大によるサーバへの影響が課題となっていることから人事関連業務の効率化の検討を行う。

多様な働き方の推進については、令和２年１月の更改の際、静脈認証機能付きの小型・軽量の端末の導入による安全で利便性の高いテレワーク環境の整備、全ての職員が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できる情報通信環境を整備した。テレワーク勤務実施時を含め、各職員の情報端末間でのWeb 会議を可能としたほか、在席確認やチャット機能についても利用できる情報通信環境を整備した。これらの新たな機能を最大限に活用し業務の効率化が進んでいる。しかしながら、リモートでの対応ができない業務等について引き続き検討し、更なる効率化を進めていく必要がある。

## 計画目標

* + 1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

利用者中心の行政サービスの実現に向けて、サービスデザイン思考やいわゆる「デジタル３原則」も踏まえつつ、利用者のニーズ等を十分に把握した上で、金融機関に対する預貯金等の照会・回答に係るデジタル化や当庁所管の行政手続のデジタル化を推進する。

金融庁電子申請・届出システムは、令和4年度末までに手数料等の電子納付対応のためのシステム整備を行い、運用を開始する。また、一部の手続きについて、引き続き金融庁業務支援統合システムとの連携を維持するためのシステム整備等を行う。令和5年度以降には、個人事業主以外の個人も金融庁電子申請・届出システムが利用できるようにマイナンバーカードによる認証対応等といった共通的な認証基盤との連携を行う他、利用者のニーズや政府方針を踏まえつつ、他システムとの統合を視野に入れ、更なる利便性の向上に向けてシステム整備等を行っていく。行政手続の電子化にとどまらず、金融機関が金融庁に対して行う、データや各種報告の提出についても、引き続き電子化を推進する。

　KPI：所管金融機関等による国への申請・届出等のオンラインによる申請割合90%

* + 1. デジタル・ガバメントの実現のための基盤整備

当庁の各情報システムの新規構築、更改に当たっては、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、ガバメントクラウドの整備状況を踏まえつつ、 これを含む各種クラウドサービスの利用を原則とし、効果的かつ効率的な整備・運用を行っていく。

令和５年度におけるガバメントクラウド利用予定システムは以下のとおり。特にガバメントクラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド環境へのシステム移植ではなく、移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底したBPRを行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメントクラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、システム経費の最適化を図りつつ、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

以下のシステム以外においても、更改のタイミングでガバメントクラウドの利用について検討を行う。

　・金融モニタリングシステム（Financial Monitoring System、FIMOS）

　・図書館運営システム

　・店頭デリバティブ取引情報報告・蓄積システム

　・公認会計士試験向けインターネット受付サービス

更に、金融庁ネットワーク(LAN)システムについては、クラウドベースのガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）の利用を前提とし、利用サービス等の検討を行い、デジタル庁と調整のうえ移行を進める。これにより、利便性の向上や業務の効率化と、業務基盤の強靭化や業務継続性の確保を両立する形で、システムを刷新していく。

また、情報セキュリティや個人情報保護の徹底等、運用面における必要な取組みも継続的に実施する。

　　　KPI：ガバメントクラウド利用システム数

* + 1. 価値を生み出すITガバナンス

金融庁デジタル統括責任者による指揮の下、金融庁PMOにおいて、「本計画」記載の各取組みを当庁全体として着実に実施していく。

また、社会的重要度の高いプロジェクトのうち、開発が遅延するなどにより社会的に特に大きな影響を与えるものについては、プロジェクトを成功に導くための会議体として、金融庁デジタル統括責任者を含む庁内関係者に対して定期的にプロジェクトの進捗状況や課題等を報告・審議する「ガバナンス会議」、設計・開発事業者の代表者と金融庁デジタル統括責任者等により、プロジェクトの課題等を共有し、対応方針を検討・協議する「ステアリングコミッティ」を開催するなど、更なるITガバナンスの強化に取り組んでいく。

併せて、育成計画に基づき、庁内のデジタル人材が将来にわたって活躍できる環境整備に取り組んでいく。

KPI：開発が遅延するなどにより社会的に大きな影響を与えかねない重要度の高いプロジェクトにおけるガバナンス会議及びステアリングコミッティの設置率　目標100％

* + 1. 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を確保する観点から、AIやRPA等のデジタル技術を引き続き活用していくほか、人事関連業務をシステム化することで、人事情報の一元的な管理を実現し、職員本人の希望や経験、スキル等の効率的な把握により、より適切な人材配置や人材育成につなげていく。

また、金融庁ネットワーク(LAN)システムについて、GSSへの移行によって刷新することで、テレワークをはじめとする職員の働き方改革をより一層進めるとともに、庁内外のコミュニケーションを円滑化することによって、更なる業務の効率化を進める。併せて、ペーパーレス化等の一層の推進を図っていく。

　KPI：新たにRPA化する業務の件数　年間12件（１件当たり220操作の業務）

# デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

## (1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、見直しの方針が確定した、金融庁所管法令（単管・主管）78条項について、システム整備も含めて、見直しの方法を検討しているところ。

なお、見直しに当たっては、

1. 業務フローの見直しにより、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。
2. 既存のシステムを活用して、見直しができないか。
3. 一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点を踏まえ、デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）と調整を行い、上記の見直しの方針を「一括見直しプラン」に基づく見直し工程表に記載し、これに沿って見直しを実施する。

見直しの方針が確定していない条項についても、方針が確定次第、同様に見直しの方法を検討していく。

## (2) 情報システムの刷新に向けて

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメントクラウド、GSS、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。上記1．記載の取組の他、国の情報システムに関して「重点計画」で掲げられている方針[[1]](#footnote-1)に沿って、具体的に当庁として進めていく取組みは以下のとおり。

1. 一元的なプロジェクト監理の実施について

年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。また、ＰＭＯに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメントクラウドやGSS移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新のための支援を行う。これらの取組は、各情報システムにおいて作成しているプロジェクト計画書に適時・適切に反映し、ＰＭＯにおいて同計画書どおりに進行するようプロジェクト監理を行う。なお、新たな情報システムに関してもプロジェクト計画書の作成を徹底する。

特に重点的な監理が必要なプロジェクト（「重点監理対象」という。）について、令和５年度は以下のシステムに関するプロジェクトを重点監理対象とする。

　　　・EDINET

　　　・金融庁業務支援統合システム（更改中、更改後は金融モニタリングシステム）

　　　・市場監視総合システム

1. 新府省間ネットワークへの対応

デジタル庁において令和５年度に整備される予定の新府省間ネットワークについて、移行計画を踏まえた切り替え対応を実施する。

1. 公的機関統一ID基盤への対応

当庁における各情報システムの利用に関して、デジタル庁における統一的なID 管理を可能とする基盤の構築状況を踏まえながら、対応のためのシステム更改等を実施する。

1. 政府ウェブサイトの標準化・統一化

国の情報システムの刷新の取り組みの一つとして、政府機関が提供する情報に誰もが素早くアクセスできることを目的とし、各府省庁ウェブサイトのデザインやコンテンツ構成等の標準化・統一化に関して、デジタル庁が策定した標準化・統一化のための原則・ルール等をまとめた「デザインシステム」の府省庁ウェブサイトへの試行適用の結果を踏まえ、金融庁ウェブサイトにおいても標準化・統一化を行っていけるよう、対応時期等について調整を進める。

1. データ連携の推進

令和３年にベースレジストリの対象として指定されたEDINETについて、レジストリカタログ（デジタル庁において、統合された一つの環境からデータを取得できることを目的に整備を進めているシステム）への対応に向けて、調整を進める。

1. 運用コスト等削減の取組み

当庁所管の情報システムの予算のうち、2020年度を基準年として、運用等経費及び整備経費のうち維持的整備に関する費用の3 割削減を目指す。

## (3) 将来的な構想

1. 提出先の更なる一元化

　金融機関から金融庁業務支援統合システムを通じて金融庁に提出されている報告書のうち、同じく日本銀行や日証協といった業界団体にも提出されているものについて、金融庁が当該報告書を受け取り次第、当該システム内に構築した受け渡しサーバを使用して日本銀行や業界団体と共有するという枠組みを令和4年4月より順次、運用を開始している。

　そういった取組みを踏まえ、利用者利便の観点から同様に一元化の余地があるものが無いかさらに検討を進める。

1. データを活用したモニタリングの高度化

金融機関の経営環境や収益構造が変化していく中で、技術革新によるデータ蓄積・処理能力の向上、海外当局等での大規模データ活用の流れを踏まえれば、金融庁においても、従来より金融機関から収集している集計データよりも粒度の細かいデータを積極的に活用することが重要である。

こうした観点から、法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、新たなデータ収集・管理の枠組み（いわゆる共同データプラットフォーム）に関する実証実験を行い、実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討する。

## (4) その他

「本計画」における個別システムの今後の更改スケジュールなど詳細な状況を整理するため別紙として工程表を作成する。

1. 重点計画P.92~（５．デジタル社会を支えるシステム・技術（１）国の情報システムの刷新）参照。 [↑](#footnote-ref-1)